

福祉教育ニュース

令和5年12月号 ◆ No.65 ◆ 発行 社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

◆編集◆

千葉市ボランティアセンター

〒260-8618

千葉市中央区千葉寺町1208-2

TEL 043(209)8850

FAX 043(312)2886

URL <https://www.chiba-shakyo.jp/volunteer/>



対談

福祉教育をより活発化させるために

～千葉市社会福祉協議会×千葉県ユニセフ協会が連携して取り組めること～

千葉県ユニセフ協会は、公益財団法人日本ユニセフ協会と協力協定を結ぶ県内唯一の団体として、地域とのつながりを大切にしながら、ユニセフの広報・募金・学習支援などを行っています。県内でのさまざまな地域活動や、国際交流などを通じて、「ユニセフの輪」を広げる活動をしています。

また、小学校・中学校へ訪問し、「子どもの権利条約」をはじめとする14種類の出前講座も実施しています。千葉県ユニセフ協会は、若葉区に事務所があり、実は千葉市にとっても身近な機関なのです。

今回は、福祉教育をより活発化させるため「千葉市社会福祉協議会と千葉県ユニセフ協会が連携して取り組めること」をテーマに、千葉県ユニセフ協会事務局長の福本朋子氏と本会常務理事の矢澤正浩による対談を行いましたので、その内容をご紹介します。

－福祉教育の認識について－

矢澤：はじめに、本会で認識している福祉教育についてお話しします。福祉教育は、「教育」という言葉が入りますので、子どもたちが対象と思われがちですが、子どもを対象とした学校教育だけでなく大人も含めたすべての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験、交流などの活動を通じて「共に生きる力」を育む取り組みです。本会ではこのような認識のもと福祉教育を推進していますが、貴会が考える福祉教育についてお話を伺いたと思います。

福本：貴会で作成されている「やさしい気持ち」「やさしい社会をつくる」を拝見させていただきましたが、この福祉冊子の考え方等は本会も同じ認識です。本冊子のテーマである「お互いを思いやること、やさしい気持ちを育むこと、今の自分にできることを考えること」は福祉教育で一番基礎になると考えています。これらを醸成していくためには、地域のことや違う環境、違う年代で暮らしている人のことを考え、そして学ぶことが重要であり、それこそが福祉教育だと私自身感じています。

＝具体的に実施している福祉教育プログラムの内容について＝

矢澤：本会では、中学生向け福祉冊子「やさしい社会をつくる」を発行し、市内の中学2年生に配付しています。本冊子の中で「子どもの権利条約」について触れていますが、本会の職員は「子どもの権利条約」について文献以上のことを伝えるのは難しいです。貴会では、日本ユニセフ協会が作成している「子どもの権利条約カードブック」を活用して講義も実施されていますが、実際に学校から依頼があった場合には、出前講座等をお引き受けいただけますでしょうか。また、具体的な実施内容を伺ってもよろしいでしょうか。

福本：「やさしい社会をつくる」17頁に紹介のある「子どもの権利条約」は、本会の活動の指針となるもので、1989年に国連総会で採択され日本も1994年に批准しています。すでに30年が経過していますが、子ども自身も自分たちがどんな権利を持っているのかを学ぶ機会は少ないですし、内容を読んだことがある人は多くないと思います。「子どもの権利条約カードブック」は、「子どもの権利条約」の第1条から第40条までをわかりやすい要約とイラストのカードになっています。本会では、このカードブックを使って実際に学校へ訪問し、児童・生徒に向けて出前講座を行っています。カードブックを使って、「子どもの権利条約って何だろう」「子どもの権利条約って守られているのかな」という視点でワークショップを行います。本講座を通して、自分達はどんな権利を有しているのか知りながら、隣の友達や地域の子どもたち、そして遠く離れていても世界中の子どもたちにある権利であることを知ってほしいと思っています。授業で子どもの権利条約について取り扱いたい場合は、ぜひお声かけください。



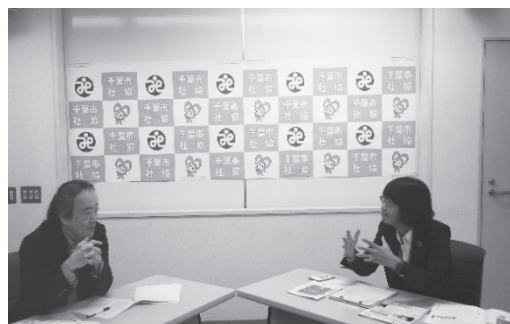
◀「子どもの権利条約カードブック」

＝福祉教育の課題について＝

矢澤：さて、本会が抱える福祉教育の課題についてお話しします。現在、学校教育現場で行われている疑似体験や福祉施設への「慰問」は、その授業の展開方法によって、「障害者はかわいそうだ」といった「貧困的な福祉観」を再生産してしまい、それが一方的な支援対象として認識することにつながっているのではという懸念があります。貴会がこれまで児童・生徒に対してお話す際に、何か課題だと感じていることはありますか？

福本：貴会の課題である、「かわいそうだ」という考え方につながってしまう事への心配について、私も共感しま

す。開発途上国の子どもたちは、学校に通えなかったり、難民となったり、働く子ども、紛争に巻き込まれるなど、子どもの権利条約については守られていないものばかりだったりします。その開発途上国の話をすると、子どもたちは「かわいそうだ」と感じることもあります。子どもが成長するために「必要なものは何だろう」と聞いたときに衣服や食料、学校という回答が挙がってきますが、その他にも「愛情や社会的な絆・希望・夢・意見を聞いてもらえること」なども子どもの成長には必要であることをお話します。自分との環境の違いを「かわいそう」という捉え方ではなく、成長する上で何が大切であるかを知り、それらは自分にも、そして世界中のともだちにも必要であることを感じ取り、どう充足していくか、自分にできることは何かを考えることが必要だと思います。



矢澤：世界の実情を事実として知ることは確かに必要ですね。また、昨今の日本における格差や環境の違いを自分と周りとの違いといった部分で理解しながら、地域の中にも困っている人がいることを身近に感じ、「自分ごと」として認識し行動できることが、福祉冊子の「やさしい気持ち」の醸成にもつながっていくと思います。その点で貴会と本会の想いは重なる部分がありますね。

－今後の展望－

矢澤：福祉教育のテーマでもある、「児童・生徒が共に生きる力を育み、実際に共に生きる関係性をつくる」ということは、一方的に健常者が障害者を理解するというものではありません。お互いに人として理解すること、そうした相互の関わりが大切に育まれる福祉教育を展開しなければならないと、本会では考えています。貴会が今後、目指している取り組みなどはございますか？

福本：世界の国々だけではなく、日本の子どもたちも含めて「子どもの権利条約」について考えていきたいと思います。愛情や社会的な絆・希望・夢・意見を聞いてもらえることなどの「子どもたちが元気に成長するために必要なもの」を理解し、お互いを思いやり、紛争の無い世界に向けて活動を進めていきたいです。そのためには、矢澤様が「自分ごと」という言葉を仰っていますが、まさにその通りで、世界の国々で起こっている問題に対して「自分たちには無関係」という価値観ではなく、子どもの頃から「自分ごと」として触れ成長し、最終的に大人になって平和を考えられる人材に育って欲しいと思います。

－最後に－

矢澤：国際理解教育においても、外国人の方を一方的に理解するのではなく、お互いに人として理解すること、そうした相互関係が大切であり、その導入として貴会の「子どもの権利条約」などの出前講座が重要になると本会では考えています。今後、国際理解教育に知見のある貴会と地域の情報を把握している本会が連携し、地域の実情に応じた共に生きるための福祉教育を推進していければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

福本：本日、矢澤様とお話をして、本会の目指す活動の姿と貴会の目指す活動の姿が多く点で重なっていることを強く感じました。出前講座では、「ネパールの水がめ運び」や地雷のレプリカを使った「地雷」についてのお話し、マラリアを防ぐ「蚊帳」のお話など、体験も多く取り入れてお話をしています。地域に根差した活動を進めている貴会と連携していけば、年齢も立場も違った方が活動や講座に参加でき、より福祉教育が活発化されると思います。

－対談を終えて－

「ユニセフ」と聞くと国際的な海外のことというイメージが先行してしまいがちですが、千葉県ユニセフ協会が実施していることは、本会が実施している地域に根差した福祉教育実践と重なる部分が多いと対談の中で感じました。

授業で千葉県ユニセフ協会をお呼びし、「子どもの権利条約」をはじめとする出前講座を希望される先生は、5、6頁に詳細を記載しておりますので、ぜひご活用ください。

「子どもの権利条約」とは？

今回の対談の中で、福本事務局長がお話されていた「子どもの権利条約」についてご紹介します。

本条約が作られた背景には、以下のようなことが挙げられます。

- この地球に住む子どもたちみんなが幸せに、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長してほしい。
- 貧しい暮らしに苦しんでいたり、自然災害や紛争に巻き込まれたり家族や家をなくしたり、学校に通えなかったり、さまざまな差別を受けたり子どもたちは多くの問題に直面している。

そこで、世界の子どもの命と健やかな成長を守るために活動するユニセフ（国際連合児童基金）をはじめ、国際機関や世界の国々が協力して、世界全ての子どもが持つ権利を定めた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を1989年に作り、日本も1994年に本条約に入りました。また、2023年4月に国会で施行された「子ども基本法」にも取り入れられています。

196の国と地域が批准しており、これほど世界に広まった条約は他には類を見ません。



▲「子どもの権利条約」ポスター

子どもの権利条約の基本的な考え方は 4つの原則で表されます

- 命を守られ成長できること（生命・生存及び発達に対する権利）
- 子どもにとって最も良いこと（子どもの最善の利益）
- 意見を表現し参加できること（子どもの意見尊重）
- 差別のないこと（差別の禁止）

子どもの発達に応じて、その権利が実現できるよう指導する責任は、まず親（保護者）にあること。条約に入った国は、条約にある権利が実現するように法律などを整備する必要があります。また、大人にも子どもにもこの条約を知らせるよう定めています。

子どもの権利は、大きく4つに分けられます



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られている。



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる。



守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる。



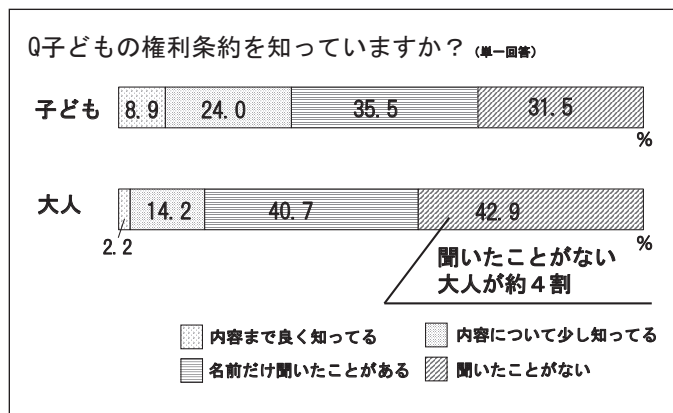
参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる。

（公財）日本ユニセフ協会HPより

「子どもの権利条約」の認知度（セーブ・ザ・チルドレンジャパンの調査より）

ここまでご紹介したように子どもの権利条約は、子どもを保護の「対象」としてだけではなく、ひとりの人間として認め、権利の「主体」として捉えていることに大きな意義があります。また、昨今の「ヤングケアラー問題」など、子どもを取り巻く社会福祉課題は年々増加傾向にあります。そんな状況下の中、子ども自身が自分を守る権利があるということを事前に学習し、理解しておくことは、児童・生徒の将来のためにもなるのではないのでしょうか。



しかし、そんな「子どもの権利条約」ですが、日本国内で同条約を「内容までよく知っている」と答えたのは、子ども8.9%、大人2.2%に過ぎず、「聞いたことがない」という回答は、子ども31.5%、大人42.9%でした。保育や教育の専門職であっても、子どもの権利を十分に認識できていない現状があります。

そこで、千葉県ユニセフ協会で行っている子どもも大人も一緒に学べる「子ども権利条約」についての出前講座をご紹介します。先生も児童・生徒と一緒に学べる内容となっていますので、ぜひ、ご活用ください。

「子どもの権利条約」等について一緒に学びませんか？～千葉県ユニセフ協会出前講座の紹介～

千葉県ユニセフ協会では実施している「子どもの権利条約」についての出前講座の内容が分かる紹介動画もありますので、下記URL、右記QRからご覧ください。その他に6項に記載のある14種類の出前講座を行っています。福祉教育の一環やきっかけとしてご活用ください。

ワークショップ「子どもの権利条約」

紹介動画URL：<https://www.youtube.com/watch?v=DdyhuBzYB40>



動画紹介QR▶

千葉県ユニセフ協会の出前講座依頼方法

1. 日程候補日や内容を決めていただき、開催希望日の1か月前までに「講師派遣・オンライン授業依頼書」を千葉県ユニセフ協会にお送りください。
※依頼書は千葉県ユニセフ協会HPからダウンロードできます。
2. 協会より担当講師・日時をご連絡します。
3. ユニセフ学習会の内容等について担当講師と直接打合せいただきます。
4. 学習会計画書を担当講師が作成し、ご相談の上内容を確定し、学習会を実施します。

INFORMATION

千葉県ユニセフ協会

月～金 10時～16時（祝祭日休み）

〒264-0029 千葉市若葉区桜木北2-26-30

コープみらい 千葉エリア桜木事務所 本館

TEL：043-226-3171

FAX：043-226-3172

Eメール：info@unicef-chiba.jp

ホームページ：www.unicef-chiba.jp



↑ホームページへリンクします

ACCESS

★JR都賀駅東口下車 徒歩約15分

★モノレール桜木駅下車 徒歩約5分



千葉県ユニセフ協会案内図

MAP

千葉市若葉区桜木北2丁目26番30号
コープみらい 千葉エリア桜木事務所 本館

千葉県ユニセフ協会の出前講座一覧

No.	学習項目	時間	内容
1	世界の子どもたちの現状を考えよう	10分	ユニセフ学習会の導入として、世界の子どもたちがどのような暮らしをしているかを出し合い考えます。
2	ユニセフとは (お話) と (DVD)	25分	ユニセフの活動の変遷や、名称・マークについてお話します。 DVD「ユニセフと地球のともだち」ユニセフの活動全体を映像で実際に見て学習します。
3	SDG s とは	10分	SDG s 「持続可能な開発目標」の概要についてお話します。
4	水の話	30分	世界では安全な水が手に入らず、トイレのない生活をしている人々が数多くいます。苦労して遠くの川や池からくんできた水も汚れていて、多くの子どもたちが、下痢など水に原因のある病気にかかっています。すべての人に安全な水と衛生的な生活が送れるようユニセフが取り組む活動を紹介します。 (実際にネパールの水がめで、水運び体験を行うこともできます。)
5	予防接種・蚊帳	15分	辺境の地ほど予防接種は重要です。また、マラリア対策の蚊帳に、日本の技術が貢献しています。蚊帳を持参します。
6	地雷の話	20分	地雷の被害に遭った子ども達は・・・ユニセフの取り組みと地雷廃絶に向けた歩み。日本の貢献についてお話します。 レプリカを持参し、手にとってもらうことも可能です。 ▼紹介動画URL▼ https://www.youtube.com/watch?v=wNO2y1CefvY
7	子ども兵士の問題	10分	書籍「ダイヤモンドより平和がほしい子ども兵士・ムリアの報告」から実際に子ども兵士となった少年について、また子ども兵士の現状についてお話します。
8	100円でできる事	10分	みなさんからいただいたユニセフ募金の流れと、実際にどのように使われているか、支援品（ワクチンボックスなど）を持参し紹介します。
9	ワークショップ 食糧分配	20分	世界の人口比にそって、先進工業国、アジア、アフリカ、南米の4つの地域に参加者が別れ、食糧事情を体感します。
10	ワークショップ 「子どもの権利条約」	30分	「子どもの権利条約カードブック」にそって、私たちの身の回りも含め子どもの権利が守られているかを考えます。
11	ワークショップ インドの紙袋作り	30分	子どもたちの仕事のひとつである「袋作り」 一体どれだけの物が買えるのかなどをインドの子どもになってみて実際に作って調べてみます。 ▼動画紹介URL▼ https://www.youtube.com/watch?v=XEoEkP4njrE&t=1s
12	ワークショップ識字	10分	文字が読めないことが生活にどんな影響を与えるか体感します。
13	ワークショップ 地球の食卓	30分	世界各地の食卓の写真を通して、世界の人々の暮らしや食にまつわる問題を考えます。
14	ワークショップ SDG s	30分	SDG s のゴールの年2030年に向け、ひとりひとりが出来ることは何なのかを考えます。

※所要時間については目安となっていますので、講師とご相談ください。

※ワークショップ開催希望の場合は、2限分の時間を使用することを推奨します。

※千葉県ユニセフ協会出前講座紹介HP：<https://www.unicef-chiba.jp/for-school>

ー聴覚障害者の現状から福祉教育プログラムを考えるー ～「ともに生きる力を育む福祉教育」講座を開催しました～

本会では、例年夏休み期間中に千葉市教育センターと共催で市内の小学校・中学校・特別支援学校の先生を対象とした「福祉教育」に関する講座を開催しています。今年度は、「聴覚障害者の現状から福祉教育プログラムを考える」をテーマに講座を開催しました。内容の一部をご紹介します。

「ともに生きる力を育む福祉教育」

ー福祉教育聴覚障害者の現状から福祉教育プログラムを考えるー

【講師】 千葉市聴覚障害者協会

ろう講師 国本 雄一郎 氏

聞こえる講師 村山 さと枝 氏

【内容】 ○聴覚障害者の種類について

○難聴について

○日常生活で困難なことについて

○聞こえない人とのコミュニケーションの取り方について

○手話を用いて講師との交流・体験学習

○「聴覚障害」について参加者で考える



令和6年度も福祉教育を実施する上で参考となる福祉教育講座を開催します。福祉教育を担当されている先生のみならず、ご興味のある先生はぜひご参加ください。

また、本講座で取り扱って欲しい内容等ございましたら右記QRからご回答ください。

(2024年1月31日を回答期限とさせていただきます。)



▲回答QR

◆ 千葉市社会福祉協議会「福祉教育支援事業」のご案内 ◆

★「福祉体験用具の貸出し」

市及び区ボランティアセンターでは、福祉教育・ボランティア学習を支援するため、さまざまな福祉体験用具の貸出しを行っています。ご利用いただくには、予約が必要です。

各ボランティアセンターまでお問い合わせください。

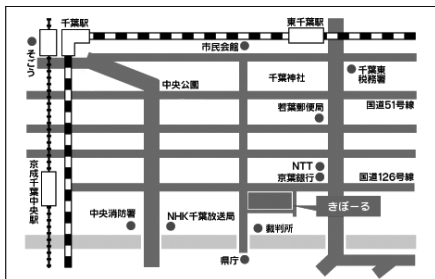
(令和5年10月1日現在)

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	市VC
高齢者疑似体験セット〔シニアポーズ〕		12	12	12	12	12	14
車椅子〔自走式〕	4	11	10	10	10	10	15
白杖〔折りたたみ式〕		50	50	50	40	60	40
〔直杖〕							35
点字器〔通常サイズ〕		35	60	60	60	60	100
〔小型サイズ〕							50
点字マニュアル		25	60	60	60	60	100
視覚障害体験プレートセット		5	5	5	5	5	
視覚障害体験ボードセット							5
マグネットオセロ		7	7	7	7	7	6
点字トランプ		7	7	7	7	7	7
音声電卓		4	7	7	4	7	6
鈴入りサッカーボール		7	7	7	7	7	7
体験用点字ブロックセット			1				1
妊婦疑似体験教材		1		2		2	2

福祉教育・ボランティア学習の相談窓口

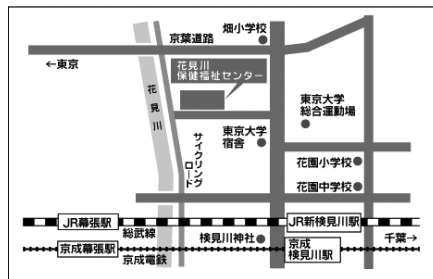
★区ボランティアセンターは、千葉市社会福祉協議会区事務所が運営しています。

中央区ボランティアセンター



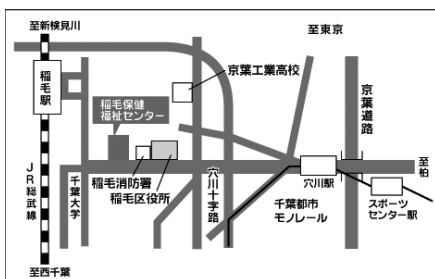
〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1 (Qiball〔きぼーる〕15階)
TEL 043-221-2177 FAX 043-221-6077

花見川区ボランティアセンター



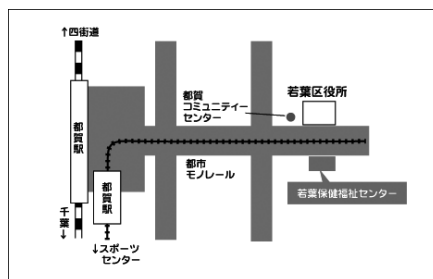
〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1 (花見川保健福祉センター3階)
TEL 043-275-6438 FAX 043-299-1274

稲毛区ボランティアセンター



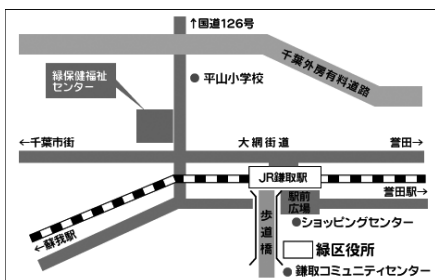
〒263-8550 千葉市稲毛区穴川4-12-4 (稲毛保健福祉センター3階)
TEL 043-284-6160 FAX 043-290-8318

若葉区ボランティアセンター



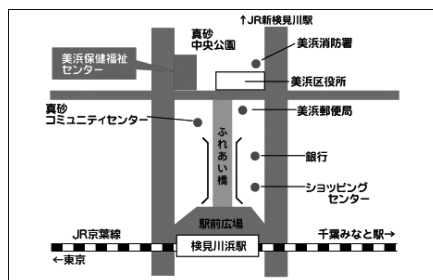
〒264-8550 千葉市若葉区貝塚2-19-1 (若葉保健福祉センター3階)
TEL 043-233-8181 FAX 043-233-8171

緑区ボランティアセンター



〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1 (緑保健福祉センター2階)
TEL 043-292-8185 FAX 043-293-8284

美浜区ボランティアセンター



〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2 (美浜保健福祉センター2階)
TEL 043-278-3252 FAX 043-278-5775

OPEN 月曜日～金曜日 8:30～17:30 第2日曜日 9:00～17:00
(いずれも祝日、日曜祝日の翌月曜日、年末年始を除く)

千葉市ボランティアセンター

〒260-8618 千葉市中央区千葉寺町1208-2
千葉市ハーモニープラザB棟3階
TEL 043-209-8850 FAX 043-312-2886

OPEN 火曜日～土曜日 8:30～17:30
(祝日、月曜祝日の翌火曜日、年末年始を除く)

※区ボランティアセンターとは開館日が異なりますのでご注意ください。

